

協議第3号

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会幹事会規程（案）について

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会幹事会規程（案）について別紙のとおり協議する。

平成15年2月20日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会幹事会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示により、協議会の会議に提案する事項について協議又は調整をする。

2 前項に規定するもののほか、幹事会は、石狩市、厚田村及び浜益村の合併に関し必要な事項について、協議又は調整することができる。

（幹事）

第3条 幹事会の幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（組織）

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

（幹事長及び副幹事長）

第5条 幹事長は、会務を掌理し、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させることができる。

（報告）

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名	職 名
石 狩 市	助役
	総務部長
	企画財政部長
厚 田 村	助役
	総務課長
	まちづくり推進課長
浜 益 村	助役
	総務企画課長
	出納室長